

田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村及び東牟婁郡本宮町の
廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書

平成17年5月1日から田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村及び東牟婁郡本宮町を廃し、その区域をもって新たに「田辺市」を設置することに伴い、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村及び東牟婁郡本宮町の区域ごとに、それぞれ龍神地域審議会、中辺路地域審議会、大塔地域審議会、本宮地域審議会を設置することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第2項の規定により、次のとおり定めるものとする。

記

地域審議会の設置に関する協議

（設置）

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村及び本宮町の合併（以下「合併」という。）により新たに設置する「田辺市」（以下「新市」という。）に、次のとおり地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

名 称	設 置 区 域
龍神地域審議会	合併前の龍神村の区域
中辺路地域審議会	合併前の中辺路町の区域
大塔地域審議会	合併前の大塔村の区域
本宮地域審議会	合併前の本宮町の区域

（設置期間）

第2条 審議会の設置期間は、合併の日から平成22年3月31日までとする。ただし、5年を限度として、これを延長することができる。

（所掌事務）

第3条 審議会は、第1条の表に定める設置区域（以下「設置区域」という。）ごとに、当該設置区域に係る次に掲げる事項について、新市の長（以下「市長」という。）の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 市町村建設計画の変更に関する事項
- (2) 地域基盤整備基金の活用に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第4条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、当該設置区域内に住所を有する者又は当該設置区域内に存する事業所等に勤務する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等を代表する者

(2) 学識経験を有する者

(3) 公募による者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、市長が招集する。

2 市長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があったときは、これを招集しなければならない。

3 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議長は、会長が当たる。

5 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 会議は、原則として公開するものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮って、公開しないことができるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、設置区域を管轄する行政局において処理する。

(補則)

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この協議は、合併の日から施行する。

平成16年6月29日

田辺市長	脇 中 孝	龍神村長	古久保 治 一
中辺路町長	真 砂 充 敏	大塔村長	松 本 善 美
本宮町長	泉 正 徳		